



1.はじめに

1.1 「群馬県自転車活用推進計画」とは

この計画は、本県における自転車事故の削減を目指して、自転車を安全に利用できる環境を創出するとともに、移動手段としての自転車活用を推進していくことを目的として、必要な施策を定め、実行していくための計画です。自転車活用推進法（平成 29 年 5 月施行）に基づき策定しました。

計画策定にあたっては、「群馬県パーソントリップ調査」や、「群馬県事故マッチングデータ」などのデータに基づいて課題分析した上で、必要な施策・取組を検討しました。

計画区域は、群馬県内全域を対象とし、計画期間は、2019～2028年度の10年間とし、策定から概ね5年後に見直しを行います。

1.2 計画策定の背景

（群馬県の自転車利用のこれまでの取組と現状）

- ① 群馬県では、自転車の利用を推進するため、これまで県内全域を対象として「群馬県サイクリングロードネットワーク計画」を策定し、自転車歩行者道の簡易分離（色分けによる歩行者と自転車の分離）や河川沿いの自転車歩行者専用道路等による自転車通行空間の整備を約 1,140km 行ってまいりました。また、自転車の安全利用に向け、自転車の運転者、販売者が努めること及び県の責務を定めた「群馬県交通安全条例」を制定するとともに、「交通安全教育アクション・プログラム」を作成し、教育目標や具体的な施策を定め、自転車を含む各種交通安全教育を実施しています。
- ② 自転車は、手軽で身近な交通手段として利用されてきましたが、群馬県内の自転車利用率は近年減少傾向にあります。一方、群馬県の自転車関連事故件数は、全国ワースト上位に位置しており、特に中高生の自転車関連事故件数は、全国ワーストとなっています。

（自転車活用推進法の施行）

平成 29 年 5 月 1 日に、「自転車活用推進法」（以下「法」という。）が施行されました。

この法律は、自転車活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るなど、新たな課題に対応するために、交通安全の確保をはかりつつ自転車利用を推進し、交通における自動車への依存を低減することにより、公共の利益の増進に資することを基本理念としています。

基本方針として自転車活用を推進するための重点的に検討・実施すべき施策を示しつつ、都道府県・市町村に、地域の実情に応じた自転車活用推進に関する施策を定めた計画を策定するよう努めることを定めています。



1.3 計画策定に向けて

近年の自転車事故の発生状況を見ると、出会い頭が最も多くなっており、その発生率は、車道上よりも歩道上の方が高い状況にあります。また、歩道内の出会い頭事故は、順走時に比べ、逆走時が約 2.8 倍となっています。また、車道上に自転車通行環境を整備したモデル地区では、歩行者の安全性や自転車の利便性向上が見られています。そのため、今後一層の自転車事故の削減を図っていくためには、自転車通行空間を確保していくことが必要です。あわせて、自転車や自動車ドライバーに対する自転車の安全利用のための効果的な啓発が必要となります。

群馬県では、こうした状況を踏まえ、自転車の安全性確保に重点を置いた、「群馬県自転車活用推進計画」を策定しました。

計画では、これまでの取組を発展させ、自転車通行空間の確保により、自転車の安全性を確保するとともに、県内の関連分野における課題解決のため自転車利用の拡大を目指し、「**安全で快適な自転車通行環境の実現**」、「**自転車の安全利用意識の醸成**」、「**公共交通との連携強化による自転車利用の促進**」、「**観光来訪の促進・地域活性化**」の 4 つの目標を設定して、各種の施策を推進します。